

# ○消費者施策の現況について

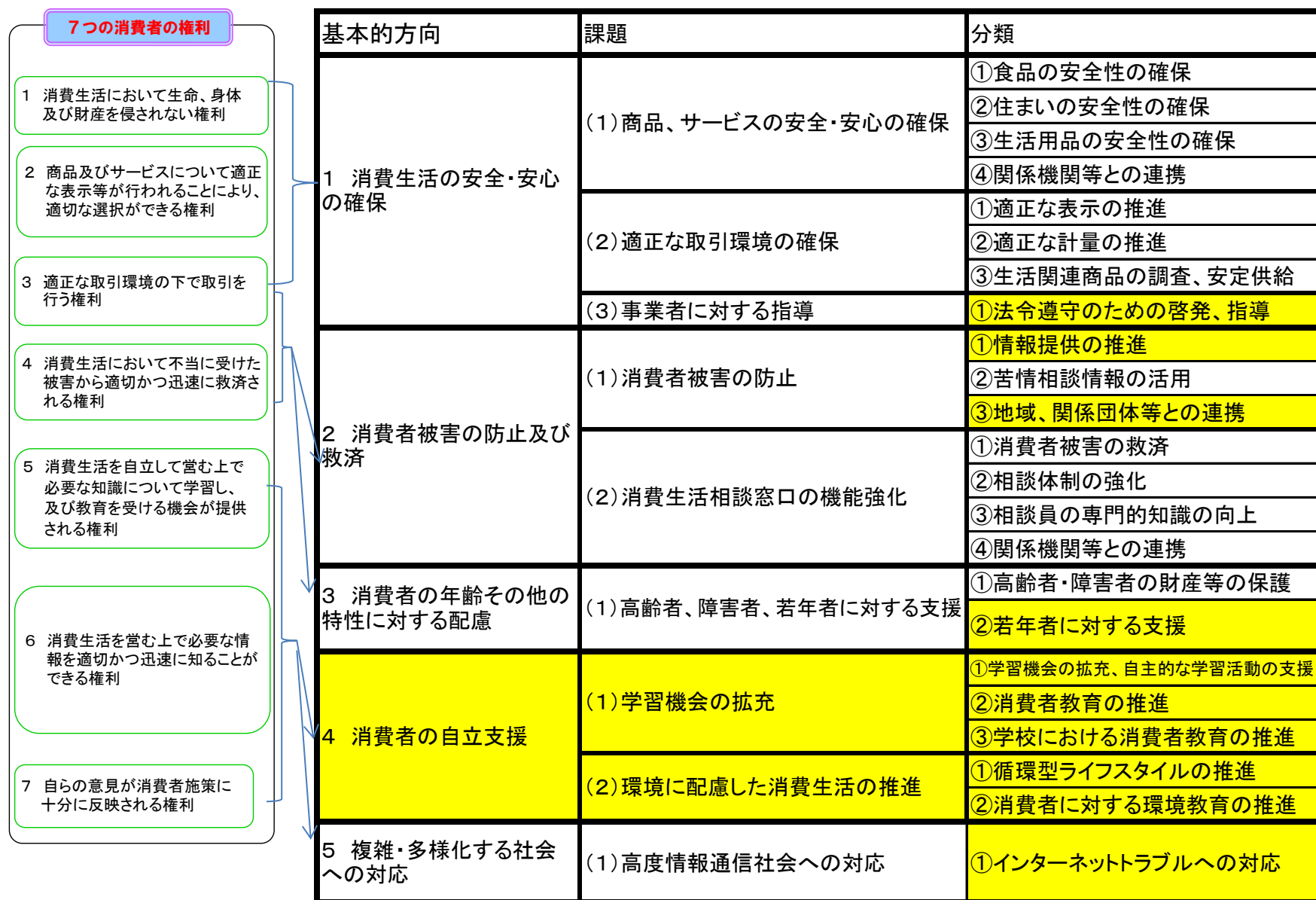
【資料1】

## 市民の安全で安心できる暮らしの実現（消費生活条例制定の目的）

⇒本市の消費者施策の推進は、市民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、7つの消費者の権利の確立が図られると共に、消費者の自立を支援することを目的とし、実施されなければならない。

消費者教育を含む消費者施策は、第2次千葉市消費生活基本計画(H24～28)に基づいて、消費生活センターをはじめとする21の消費者行政担当課により、推進されている。

### (1) 第2次消費生活基本計画体系図



※マーカ一部分が、消費者教育に該当する施策が含まれる項目

### 「消費者教育」が担うべき役割

⇒市民一人ひとりが、自ら考え、行動する「自立した消費者」になることを支援すること。